

介護老人保健施設「やすらぎ」運営規程

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人ふらて会が、介護保険法94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設やすらぎ（以下「当事業所」という。）における通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と利用者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 当事業所は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画（または介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、医学的・身体的・精神的・社会的及び生きる喜びや意欲によって構成されるQOLの向上を図ることにより、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

- (1) 利用者及びその家族のQOLを高める。
 - (2) 質の良いケアと多様なアクティビティの提供を行う。
 - (3) ケア・マネジメントの実施。
 - (4) 地域のネットワークづくりの構築
- 2 当事業所は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画（または介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。
- 4 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	医療法人ふらて会 介護老人保健施設やすらぎ
所在地	北九州市八幡東区槻田1丁目16番12号
管理者	藤本 多美

(定員等)

第4条 当事業所の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員等は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 80名
(内訳 1単位目：20名 / 2単位目：20名 / 3単位目：20名 / 4単位目：20名)
- (2) 営業日 月曜日から土曜日
- (3) 営業時間 8：00から17：00まで
- (4) サービス提供時間 9：00～16：00

(定員の遵守)

第5条 当事業所は、利用定員を超えて通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

(通常の事業の実施区域)

第6条 当事業所が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。
北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、小倉北区、小倉南区

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション施設に次の職員を置く。

- (1) 医師 1名以上
- (2) 看・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

単位ごとに2名以上。

うち理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は0.2名以上

(職務の内容)

第8条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 医師 | 管理者の命を受け、入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずる。 |
| (3) 看護職員 | 管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護、保健衛生及び介護に関すること。 |
| (4) 介護職員 | 管理者の命を受けて行う入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。 |
| (5) 理学療法士
作業療法士
言語聴覚士 | 管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関すること。 |

(勤務体制の確保等)

第9条 当事業所は、入所者に対し、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該施設の職員によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 当事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第3章 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

第12条 当事業所は、利用者の心身の状況若しくは病状により、施設において、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受ける必要がある者を対象に、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。

- 2 当事業所は、正当な理由なく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 3 当事業所は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等への紹介及び適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を

- 速やかに講じるものとする。
- 4 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、病歴、その置かれている状況、その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第13条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 当事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第14条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 当事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

- 第15条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

- 第16条 当事業所は、提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

第4章 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第17条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の職員は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの取扱方針)

- 第18条 当事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び前条に規定する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - 3 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
 - 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(相談及び援助)

- 第19条 当事業所は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

- 第20条 当事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者に対しアクティビティの提供を行うものとする。
- 2 当事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第21条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 当事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

- 第22条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から別表 1-1 および 1-2 に掲げる通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション費の一部の支払を受けるものとする。
- 2 当事業所は、前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げるその他費用の支払を受けることができる。
 - 3 当事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第23条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者者に対して交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第24条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用に当たっては、通所リハビリテーション計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めるものとする。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めるものとする。
- (3) 当事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するものとする。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めるものとする。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力するものとする。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第25条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるために、所轄消防署と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第27条 当事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

- 第28条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第29条 当事業所は、提供した短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- 2 当事業所は、提供した短期入所療養介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 当事業所は、提供した短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第30条 当事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第31条 当事業所は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 3 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(緊急時の対応)

- 第32条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講じるとともに、必要に応じ主治医の医師へ対し連絡を行うものとする。
- 2 当事業所は、入所者に対する短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

- 第33条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者の家族等の了承を得た上で当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第34条 当事業所は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしに通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

- 第35条 当事業所は、職員、設備、会計及び利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備しておくものとする。
- (1) 管理に関する記録
 - ア 施設日誌
 - イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ウ 定款及び施設運営に必要な諸規定
 - エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
 - カ 重要な会議に関する記録
 - キ 防災訓練に関する記録
 - (2) 利用者に関する記録
 - ア 利用者台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
 - イ 短期入所療養介護計画書
 - ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
 - エ 入所・退所検討会議の経過・結果の記録
 - オ 献立その他給食に関する記録
 - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
 - (3) 会計経理に関する記録
 - ア 収支予算、決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する書類
 - ウ 収入、支出に関する書類（介護報酬明細書等）
 - エ 資産に関する台帳
 - オ 利用料に関する書類

- 2 当事業所は、利用者に対する短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(ハラスメント対策)

第36条 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第37条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

付則

この運営規定は、令和4年4月1日より施行する